

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

西原義人

人事賃金制度を整備する 前に総額人件費管理



26

人事賃金制度を整備する目的は、企業によりさまざまですが、おそらく共通していることは、「社員のモチベーション向上」、「公正・公平な待遇」、「人件費の抑制」が多いのではないか。しかし、経験上感じるのは、3つを同時に達成することは難しいということです。

企業には「整備することに達成するのではないか」という期待があります。もちろん、自動昇給など廃止すれば人件費の抑制になりますが、「目標を設定して、人件費を管理し利益を出す」ことからは程遠いものです。「社員のモチベーション向

上」も「公正・公平な待遇」も利益につながることが肝心です。

要とする環境変化 ①総額人件費管理を必

います。このことは、生産性を向上させない限り、人件費コストの上昇を招きます。さらに、人材難、無期転換権、高齢者雇用義務もコスト上昇の誘因となるでしょう。企業は人件費コストが上昇する環境に囲まれているのです。成り行き管理では対

けが先行して、人件費管理との連動は具体化されないのが実状です。人件費を適正範囲で管理するには「適正付加価値」が重要です。従って、付加価値を意識した人事賃金制度ということになります。例えば、右肩上がりの賃金カーブ、家族手当・住宅手当などを付加価値に貢献するかどうかとか、何年も前の人事評価項目を使つて付加価値に貢献しない評価を継続することができるのかどうかとか。自

社で独自に見直し、分析し判断しなければなりません。



③人件費を変動化して労働分配率で管

理 ②総額人件費管理に連動しない人事賃金制度

けが先行して、人件費管理との連動は具体化されないのが実状です。人件費を適正範囲で管理するには「適正付加価値」が重要です。従って、付加価値を意識した人事賃金制度ということになります。例えば、右肩上がりの賃金カーブ、家族手当・住宅手当などを付加価値に貢献するかどうかとか、何年も前の人事評価項目を使つて付加価値に貢献しない評価を継続することができるのかどうかとか。自

社で独自に見直し、分析し判断しなければなりません。

従業員の処遇に関する制度導入は、手遅れになつてからでは、ハーダル

は高くなるので、手遅れになる前の対処が必要です。

(西原経営事務所所長・特定社会保険労務士・中

小企業診断士、ホワイト

企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤栄章

